

## 「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定について（案）」 「三重県税外収入通則条例の改正について（案）」に対する意見募集 の結果について

意見募集期間：平成25年12月19日（木）～平成26年1月17日（金）

寄せられたご意見：1件（郵送）

お寄せいただいたご意見とそれに対する県の考え方について、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回ご意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

| 該当箇所   | ご意見の概要   | ご意見に対する県の考え方   |
|--|--|--|
| 「三重県債権管理及び私債権徴収条例（仮称）の制定について（案）」<br>「三重県税外収入通則条例の改正について（案）」<br>共通の意見 | 県が徴収できていないお金はどれくらいあるのでしょうか。<br>まじめに支払っている人（あたりまえの話ですが、）から見て、不公平にならないよう、条例をつくって、きちんと県が取り立てをすることには賛成です。支払いに応じない人が得をするようなことがないようにお願いします。<br>履行の延期等の規定があるようですが、支払い能力がある人には厳格に運用する一方で、事故、災害などやむを得ない事情がある県民に対してまで、強制徴収することがないように適切に運用してください。 | 平成24年度末現在、「徴収できていないお金（未収金）」は公債権約24億円、私債権約43億円、合計約67億円となっています。<br>この未収金の解消にあたっては、期限内に納付された方との間で不公平にならないよう、条例案が成立した後は、それぞれの条例に則った適正な回収に取り組んでまいります。<br>なお、ご指摘のありましたやむを得ない事情がある場合には、条例で定められた範囲において、分納など必要な対応をとることとしています。 |